

規制改革・民間開放推進会議  
国際経済連携ワーキンググループ

平成 18 年 12 月 11 日  
内閣官房

(別記様式)

[3章 7 国際経済連携分野]

項目	(1) 在留外国人の入国後のチェック体制の強化
修正案	<p>外国人(特別永住者及び短期滞在者等を除く。以下同じ。)の在留情報の把握については、現行の外国人登録制度の対象から除外し、法務大臣による入国管理制度に一元化することとし、在留期間の途中における事情の変更(居住地、勤務先等の変更)についても、法務大臣への届出事項とすることによって、届出義務の実効性を確保する。また、市(区)町村は、住民に関する事務の処理の基礎とするため必要な範囲で、在留情報の取得・保有・利用等ができることとし、その法的根拠を整備する。</p> <p>外国人雇用状況報告制度においてカバーしうる事項については、当該情報を厚生労働省から法務省が入手することとし、事業者の二重の負担は避けるとともに、これによりカバーされない教育機関等の所属先の協力について、制度化する。</p> <p>外国人に関する情報を保有する行政機関相互間において、合理的な範囲で、情報の相互照会が可能な仕組みを構築し、情報の突合によりその精度を高める。例えば、厚生労働省と法務省の間において、労働者たる外国人に係る情報のうち、一定の部分について、情報の相互提供を可能とする。</p>
修正理由	